

新旧対照表

○工事成績評定要領

新	旧
<p>第1～第7 省略</p> <p>(評定結果の通知)</p> <p>第8 出納局長は、評定者から評定表等の提出があったときは、速やかに、当該工事の受注者に対して、<u> </u>工事成績評定通知実施要領<u> </u>により通知するものとする。</p> <p>第9～第10 省略</p> <p>(再説明請求等)</p> <p>第11 省略</p> <p>2 出納局長は、前項による再説明を求められたときは、工事成績評定<u>等</u>審査委員会の審議を経て書面により回答するものとする。</p> <p>3 前項の工事成績評定<u>等</u>審査委員会は、別に定める内規に基づき設置するものとする。</p> <p>(評定結果<u>等</u>の公表)</p> <p>第12 <u>第8又は第9の通知、第10及び第11の請求及び回答</u>は、<u> </u>工事成績評定通知実施要領<u> </u>により速やかに公表するものとする。</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>この要領は、令和8年4月1日から施行する。</u></p>	<p>第1～第7 省略</p> <p>(評定結果の通知)</p> <p>第8 出納局長は、評定者から評定表等の提出があったときは、速やかに、当該工事の受注者に対して、<u>別添「工事成績評定通知実施要領」</u>により通知するものとする。</p> <p>第9～第10 省略</p> <p>(再説明請求等)</p> <p>第11 省略</p> <p>2 出納局長は、前項による再説明を求められたときは、工事成績評定<u> </u>審査委員会の審議を経て書面により回答するものとする。</p> <p>3 前項の工事成績評定<u> </u>審査委員会は、別に定める内規に基づき設置するものとする。</p> <p>(評定結果<u> </u>の公表)</p> <p>第12 <u> </u><u>評定結果</u>は、<u>別添「工事成績評定通知実施要領」</u>により速やかに公表するものとする。</p> <p><u> </u></p> <hr style="border: 1px solid red;"/>

新

別紙-2

4. 工事特性-I. 施工条件等への対応-II 都市部等の作業環境、社会条件等への対応

4. 工事特性 への対応	1. 施工条件等	2. 都市部等の作業環境、社会条件等への対応	(4.2について)
	<input type="checkbox"/> 4. 地盤の沈下、近接構造物、地中埋設物への影響に配慮する工事 <input type="checkbox"/> 5. 周辺環境条件により、作業条件、工程等に大きな影響を受ける工事 <input type="checkbox"/> 6. 周辺住民等に対する騒音、振動等に配慮する工事 <input type="checkbox"/> 7. 現道上下での交通擁護が大きく影響する工事 <input type="checkbox"/> 8. 緊急時に対応が特に必要な工事 <input type="checkbox"/> 9. 施工箇所が広範囲にわたる工事 <input type="checkbox"/> 10. その他 (理由:)	・ 旧道中の鉄道又は道路と交差する構設などの工事。 ・ 市街地等の高層密集地帯での、鉄道又は道路をアンダーパスする工事。 ・ 監視カメラの設置にまつき、工事の変更を行った工事。 (5.2について) ・ ガス管、水道管、電話線等の各種物件の移設について、施工工程の管理に特に注意を要した工事。 ・ 地元調整や関係機関などの制約が特に多い工事。 ・ そのほか各種制約があり、施工に特に際り、制約を受けた工事。 (6.2について) ・ 市街地での夜間工事。 ・ D地区での工事。 (7.2について) ・ 日交通量が概ね1万台以上の道路で併用区間通行の交通規制した工事。 ・ 併用している自動車専用道路等の路上工事で、交通規制が必要な工事。 ・ 工事期間中の大車にわたって、交通開放を行がための規制措置の設置撤去を日々行った工事。 (8.2について) ・ 緊急時の作業があり、その作業の全てに対応した工事。 (9.2について) ・ 作業現場が広範囲に分散している工事。 (10.2について) ・ 施工車両の広域や高圧に制限があり、機材の使用など施工に制約を受けた工事。 ・ その他、周辺環境又は社会条件への対応が特に必要な工事。 ・ 一般制約の制約が強く、工事実施にあたり、関係機関等との調整及び施工上の制約が多い工事。 ・ 有線電気通信法による届出が必要もしくは電線管孔工事等で、困難な調整を行った建設工事。 ・ 特許取得の調整を要する他工事（近接工区、分譲地等建設工事） ・ 外業者のみ、建設で、作業範囲内に外業者・通行人等の動線がある建設工事。 ・ 機材を使用しない工事で、工機材の制約が特に多い建設工事。	※上記の対応事項に1つ以上、点が行ければ6点の加算とする。

旧

別紙-2

4. 工事特性-I. 施工条件等への対応-II 都市部等の作業環境、社会条件等への対応

4. 工事特性 への対応	1. 施工条件等	2. 都市部等の作業環境、社会条件等への対応	(4.2について)
	<input type="checkbox"/> 4. 地盤の沈下、近接構造物、地中埋設物への影響に配慮する工事 <input type="checkbox"/> 5. 周辺環境条件により、作業条件、工程等に大きな影響を受ける工事 <input type="checkbox"/> 6. 周辺住民等に対する騒音、振動等に配慮する工事 <input type="checkbox"/> 7. 現道上下での交通擁護が大きく影響する工事 <input type="checkbox"/> 8. 緊急時に対応が特に必要な工事 <input type="checkbox"/> 9. 施工箇所が広範囲にわたる工事 <input type="checkbox"/> 10. その他 (理由:)	・ 旧道中の鉄道又は道路と交差する構設などの工事。 ・ 市街地等の高層密集地帯での、鉄道又は道路をアンダーパスする工事。 ・ 監視カメラの設置にまつき、工事の変更を行った工事。 (5.2について) ・ ガス管、水道管、電話線等の各種物件の移設について、施工工程の管理に特に注意を要した工事。 ・ 地元調整や関係機関などの制約が特に多い工事。 ・ そのほか各種制約があり、施工に特に際り、制約を受けた工事。 (6.2について) ・ 市街地での夜間工事。 ・ D地区での工事。 (7.2について) ・ 日交通量が概ね1万台以上の道路で併用区間通行の交通規制した工事。 ・ 併用している自動車専用道路等の路上工事で、交通規制が必要な工事。 ・ 工事期間中の大車にわたって、交通開放を行がための規制措置の設置撤去を日々行った工事。 (8.2について) ・ 緊急時の作業があり、その作業の全てに対応した工事。 (9.2について) ・ 作業現場が広範囲に分散している工事。 (10.2について) ・ 施工車両の広域や高圧に制限があり、機材の使用など施工に制約を受けた工事。 ・ その他、周辺環境又は社会条件への対応が特に必要な工事。 ・ 一般制約の制約が強く、工事実施にあたり、関係機関等との調整及び施工上の制約が多い工事。 ・ 有線電気通信法による届出が必要もしくは電線管孔工事等で、困難な調整を行った建設工事。 ・ 特許取得の調整を要する他工事（近接工区、分譲地等建設工事） ・ 外業者のみ、建設で、作業範囲内に外業者・通行人等の動線がある建設工事。 ・ 機材を使用しない工事で、工機材の制約が特に多い建設工事。 ・ 出向3年に限り、従来の保田工事。(2018年度までに撤去する工事に限る)	※上記の対応事項に1つ以上、点が行ければ6点の加算とする。